

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は、大阪府の最北端に位置し、東部は京都府亀岡市、西部は兵庫県猪名川町、南部は兵庫県川西市及び大阪府豊能町、北部は京都府南丹市及び兵庫県篠山市に接している。

本町は、三草山（標高 564m）、深山（同 791m）小和田山（同 611m）、歌垣山（同 553m）を有しており、大阪地域森林計画の北摂山系の一部を形成し、金剛生駒山系、更には和泉葛城山系までを連絡する大阪府環状自然歩道の北の玄関口となっている。

本町の総面積は 9,875ha である。森林計画面積は 7,666ha で総面積の約 78%を占めており、すべて民有林である。そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は 2,771ha であり、人工林率は約 36%に達している。人工林のうち約 6 割が 8 齢級以上の森林であり、今後成熟期を迎えるに当たり適正な管理が必要となっており、森林整備を進めるうえでは作業路等の林内路網の整備の充実が重要となっている。

本町の森林は、林産物の生産、国土の保全、水源涵養、自然環境の保全等多面的な機能を有し、これらの機能の発揮を通して地域住民の生活と深く結びついているが、近年、都市住民における森林に対する意識の高まりから、求められる機能が多様化しており、今後も森林の有する諸機能の高度発揮のため適切な森林管理を行わなければならない。

### 2 森林整備の基本方針

森林整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針(以下指針という)」に定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」の4つの目標に向けた指針の内容を踏まえて森林整備を実施していくこととする。

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林は、国土の保全、水資源のかん養及び快適な生活環境の保全等の公益に資する機能や木材等を生産する機能を有しており、私たちの生活に深く結びついている。こうしたことから、それぞれの森林が持つ多面的機能に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた森林の整備を総合的に行うために、地域の特性、森林資源の状況並びに自然的・社会的条件を勘案して、森林

を「水源涵養機能」、「山地災害防止機能/土壌保全機能」、「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション機能」「文化機能」「生物多様性保全機能」「木材生産機能」に区分し、本町の実情に応じた区分毎に望ましい森林の姿へ誘導するものとする。

特に、山地災害防止機能が重視されている森林については、集中豪雨等による山地災害を未然に防止又は軽減するため、保安林への指定を進めるとともに、荒廃森林の整備を計画的に進め、防災機能の高い森林の造成に努めるものとする。

森林機能の区分に基づく望ましい森林の姿は次のとおり。

①水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林を目標とする。

②山地災害防止機能/土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林を目標とする。

③快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林を目標とする。

④保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林を目標とする。

⑤文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林を目標とする。

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林を目標とする。

#### ⑦木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林を目標とする。

### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本町の森林整備は間伐を重点的に行っていくこととする。

また、間伐材の利用を促進するため木材加工施設が整備されているが、林分の多くは搬出が困難であることから林地残材として放置されている。このため、未利用間伐材の有効活用を図るために、今後も作業路等の路網整備を推進するものとする。

木材の利用に関しては、町が整備する公共建築物等において幅広く、町内産及び大阪府内産の府内産材を利用することにより、町民にやすらぎとあたたかみのある健康で快適な場を提供するとともに、木材産業の振興に資するものとする。

加えて、適正な森林整備を推進していくために、森林組合、森林所有者、林業普及指導員等の相互連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導・普及啓発に努めることとする。

さらに、国、府の補助事業を積極的に活用し、森林整備事業の充実を図りつつ森林整備を進める。

森林機能の区分に基づく森林整備の基本的な考え方と施業上留意すべき事項は次のとおりとする。

#### ①水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や府民のニーズ等に応じ、天然力も活用し

た施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### ②山地災害防止機能/土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止工や土留工等の治山施設の設置を推進することとする。

#### ③快適環境形成機能

町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

#### ④保健・レクリエーション機能

植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、町民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### ⑤文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### ⑥生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。常に変わりうる森林生態系は、ある一定の地域においてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されている。特に、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林や河辺林などの森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進し、生物多様性の保全に向け、地域住民、森林所有者等が協力して行う里山保全・再生の取り組みを支援する。

#### ⑦木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することとする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

町、府、森林組合、森林所有者等が一体となり森林施業の合理化を図るために、森林作業道等の整備や森林施業の集約化を図る、「森林経営計画」の策定を促進する。また、高性能林業機械の導入、森林所有者から森林組合等の林業事業体への森林経営管理の受委託や森林施業の共同化を推進し、団地化、集約化による効率的な森林施業の実行確保と経費の低コスト化を図り、安定的な木材供給体制の確立と森林の適正な管理を推進する

とともに、林業後継者の育成、木材流通・加工体制の整備等、林業諸施策を総合的・計画的に推進する。

## II 森林整備の方法に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均的な森林における標準的な主伐の林齢を明らかにするものであり、伐採を促すものや、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。主要樹種ごとに下表に示す林齢を基準として平均成長量が最大となる林齢に、森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して定めるものとする。また、特定苗木等が調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討する。

地域	樹種・標準伐期齢				
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ
全域	40年	45年	35年	45年	10年

注) ただしクヌギ等において、茶炭等に用いるために伐採する場合は5年以上で可能とする。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採（主伐）する場合には、適切な林齢において計画的且つ効果的な伐採を推進することとし、伐採にあたっては、伐区の分散に努め、次に示す施業の方法に従って適切に行うものとする。

##### ① 皆伐

皆伐は、以下のような森林を対象に実施するものとする。

- ・気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又は萌芽更新により高い林地生産力が期待される森林
- ・森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、具体的に本町においては、人工林及び、概ね30年生以下のクヌギ・コナラからなる単層林及び人工造林によって高い林地生産力が期待され、また森林の有する公益的機能の発揮の必要性から、植栽

を行うことが適当である天然林等

皆伐を行う際には、以下の事項に留意のうえ実施すること。

- ア 皆伐を行うにあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積は2ha以内とし、伐採面積の規模に応じて、保残帯を設け、適確な更新を図るものとする。また、伐採箇所については努めて分散するものとし、林地の保全、風致の維持等の観点から、20m程度を保存するよう努めることとし、公道及び林道周辺はできるだけ保存することとする。
- イ 実施時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採するものとする。
- ウ 伐採跡地については、萌芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。また、萌芽による更新を行う場合には、萌芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき、捕植を行うものとする。特に、伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図るものとする。
- エ 皆伐後、天然更新を行う場合は、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、萌芽更新の場合は、優良な萌芽を発生させるため11月～3月の間に伐採することが望ましい。
- オ 伐採に当たっては、上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

## ②択伐

択伐にあたり、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、天然林、広葉樹が混交している人工林等であって、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成り立ち、森林の有する諸機能の維持増進が図られる森林を対象として、以下の事項に留意のうえ実施すること。

- ア 複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえて、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して選木を行うものとする。
- イ 天然下種等による更新が確実な森林で行うものとし、伐採にあたっては森林生産力及び公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導することとする。

なお、立木の伐採を進めるに当たっては、次に示すとおり、森林の有する公益的機能の発揮等に留意するものとする。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生動物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

### 3 その他必要な事項

特になし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項（内容追記）

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

造林樹種については、適地適木を旨として、地域の実情に応じて選定するものとし、下表に示すとおりである。

しかし、野生獣による被食害地域或いは地質的な問題により活着しない



造林地においては、景観を重視する等適宜樹種転換するものとする。

また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等関係機関と協議のうえ、適切な樹種を選択するものとする。

#### 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ、コナラ

### (2) 人工造林の標準的な方法

#### ア 人工造林の標準的な方法

植栽の本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を標準として、既往の植栽本数を勘案して仕立て方法を定めるものとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めるものとする。

また、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等関係機関と協議のうえ、適切な本数を決定するものとする。

#### 人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）	備考
スギ	中仕立て	3,000	
ヒノキ	中仕立て	3,000	
広葉樹	中仕立て	目的、樹種に応じた本数	

#### イ その他人工造林の方法

地拵えの方法等、その他人工造林の方法について、下表のとおり定めるものとする。

#### その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。 なお、急傾斜地等の危険性のある箇所については、

	生木棚積地拵を行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	樹種、目的に応じた密度で植栽する。
植栽の時期	原則 2 月～3 月に行うものとする。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林によるものについては、原則として伐採年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に植栽をするものとする。

それ以外の森林及び、択伐による伐採に係るものについては、必要に応じて伐採年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に植栽することとする。

## 2 天然更新に関する事項

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

天然更新の対象樹種については、適地適木を旨として、地域の実情に応じて選定するものとし、下表に示すとおりである。

#### 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、クヌギ、コナラ
萌芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の標準的な方法

森林生産力の維持増進を図るため、萌芽により更新を行う林分にあつては、原則として標準伐期齢未満の伐採はさけること。更新の期待成立本数は、下表を基準とし、更新樹種の保残木および萌芽を含む樹高 0.3 メートル以上（周辺の草丈以上）の木本類の稚幼樹が概ね 3,000 本/ha 以上成立した状態をもって更新完了とする。また、天然更新に当たっての地表処理等の補助作業の標準的な方法を下表のとおり定めるものとする。

天然更新の対象樹種と期待成立本数

樹種	期待成立本数
アカマツ、クヌギ、コナラ	10,000 本/ha

天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	目的樹種の妨げとなる不用木については、早めに除去するものとする。
刈り出し	目的樹種の妨げとなる箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い、稚幼樹の成長促進を図るものとする。
植え込み	目的樹種が成立しない箇所については、補植を行い ha あたりの生立木本数を概ね 3,000 本とする。
芽かき	目的樹種の発生状況により、必要に応じて芽かきを行い、優良芽を 1 株あたり 2~3 本残すものとし、それ以外のはかきとる。

イ その他の天然更新の方法

天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新すべき期間

天然更新によるものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に、更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準  
 森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合……第 2 の 1 の (1) による。

イ 天然更新の場合……第 2 の 2 の (1) による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で、生育し得る最大の立木数は 3,000 本/ha とする。

5 その他必要な事項

特になし

### 第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法

#### その他間伐及び保育の基準

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して、材木の競合状態に応じた間伐の開始時期、繰り返し時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。また、間伐率については、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね 5 年後において、その森林の樹幹疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)				備考
			初回	2 回	3 回	4 回	
スギ	中仕立て	3,000	16	21	31	(40)	
ヒノキ	中仕立て	3,000	18	23	35	(45)	

注 1) ( ) 内は長伐期大径木生産を目標とした場合

注 2) 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行なうものとする。

#### 2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1	1												
	ヒキ	1	1	1	1	1	1	1	1											
つる切	スギ						1	1	1											
	ヒキ							1	1	1										
除伐	スギ										←1→									
	ヒキ											←1→								
枝打	スギ																		←1→	
	ヒキ																		←1→	

標準的な方法	備考
植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は、6～8月頃を目安とする。	
下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施の時期は、6～7月頃を目安とする。	
造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は、8月～10月頃を目安とする。	
病虫害等発生の予防、優良材を得るために行う。実施時期は、樹木の生長休止期の11月～3月中頃を目安とする。	

### 3 その他必要な事項

1 及び 3 に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は、別紙の間伐すべき森林一覧のとおりである。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

森林の有する公益的機能別に応じて当該公益機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健機能維持増進森林」と設定する。

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

#### ア 区域の設定

水源かん養保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

#### イ 森林施業の方法

伐期の延長を推進し、伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、適正な森林の立木蓄積を維持しつつ、根系の発達を確保させる施業を推進すべき森林の区域について別表2のとおり定める。

### (2) 山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能又は保健文化機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

#### ア 区域の設定

山地災害防止機能、土壌保全機能、快適環境形成機能又は保健文化機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

##### ① 山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林とし、具体的には形として傾斜が急であり山腹の凹曲部等水の集中流下する森林や市街地、集落、道路等の施設に近接し急峻な地形を有する森林。

##### ② 快適環境形成機能維持増進を図る森林

住民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林。

##### ③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

保健保安林、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林など住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林。

#### イ 森林施業の方法

山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林における施業については、長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、または、複層林施業により一定の蓄積の確保を図る伐採管理を基本とし、十分な根系の発達を確保させることとする。

快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林における施業については、長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、または、複層林施業により一定の蓄積の確保を図る伐採管理を基本とし、自然景観の維持向上など個々の森林に対する要請に応じたものとする。なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成するものとする。それぞれの森林の区分については、別表 2 のとおり定める。

## 2 木材等生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、材木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定する。

### (1) 区域の設定

木材等生産機能維持増進森林は、材木の生育状況から安定した木材生産が見込まれるとともに、林道等の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林を対象とする。なお、木材等生産機能の維持増進は、個々の公益的機能別施業森林と重複して区域を設定できるものとする。ただし、重複する場合はそれぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとし、別表 1 のとおり定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意し定める。

(2) 森林施業の方法

木材等生産機能維持増進森林では、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、一定の森林蓄積の確保を図り伐採面積の縮小に配慮するとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となることを旨として定めることとする。また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林について、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表1】

区分		森林の区域（林班）	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1、2、4～10、14～16、21、29～38、39(ハ)～42(イ)、45、46、48～51、58～63、66～69、75、78～82、87～93	4780.45
山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能又は保健文化機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1、2、4、6、10、14～16、21、30、36～38、39(ハ)～41、45、46、48～51、59、60、63、66～69、88～93	3303.93
	快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	22～25、31～33、37、38、45、50、60、61、63～65、67、87～91	2158.46



木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3、11～13、17～20、26～29、39（イ）、39（ロ）、42（ロ）～44、47、52～57、70～74、76、77、83～86	2435.04
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし	—

【別表 2】

区分	施業の方法	森林の区域（林班）	面積（ha）
水源涵養機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	5、7～9、29、34、35、42（イ）、58、62、75、78～82	1109.20
山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	1、2、4、6、10、14～16、21～25、30～33、36～38、39（ハ）～41、45、46、48～51、59～61、63～69、87～93	4211.18
	複層林施業を推進すべき森林		
	複層林施業を推進すべき森林		

	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		
--	-------------------------	--	--

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町の森林所有者の大部分は 5ha 未満の小規模所有者であり、森林施業を計画的に行っていくことは困難な状況にある。

そのため、林業普及指導員、町、森林組合、森林所有者等の連携を密にし、推進体制の強化を図るとともに、高性能林業機械の導入、適正な林内路網の整備並びに間伐をはじめとする森林施業の実施に際し、森林所有者から森林組合等の林業事業体への森林経営管理の受委託を推進し、団地化、集約化による効率的な森林施業の実行確保と経費の低コスト化を図り、安定的な木材供給体制の確立と森林の適正な管理を推進する。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供などの方策、加えて林業労働力の担い手である森林組合への施業委託の推進による経営規模の拡大や執行体制の強化及び作業班の強化等事業実施体制の整備を更に図ることにより、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を図るものとする。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業経営体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結するものとする。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画期間内（5カ年間）において自ら森林の経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権と立木の処分権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず当面施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意

するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や林産物の販売に係る収支と森林整備に要する支出の関係を明確化するよう留意する。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得したうえで、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

#### 5 その他必要な事項

特になし

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

#### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

小規模な森林所有者が多い本町では、個人で伐採・造林・間伐等の保育を計画的に実施し、良質材の生産、森林の有する公益的機能の保全は困難であるため、施業の共同化及び合理的な森林経営を推進する。

#### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、作業路の整備、境界の明確化など共同化を重点的に実施するために、施業実施協定の締結を促進し、施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林整備を図ることとする。

また、不在村森林所有者についても、森林組合を通じて森林の有する諸機能の発揮等森林管理の重要性を啓発することにより、森林経営への参画意欲の拡大を促すこととする。

#### ○ 森林施業共同化重点地区の設定計画

(単位：ha)

地区の名称	地区の所在	区域の面積	対図番号
-------	-------	-------	------

野間中	能勢町野間中 151 外	110	①
野間大原	能勢町野間大原 23-8 外	75	②
倉垣	能勢町倉垣 559 外	130	③
計		315	

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は森林組合等への共同委託により実施する。

作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施する。

共同作成者の一つが施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作業者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにする。

共同作成者の合意のもと、施業実施協定に努める。

### 4 その他必要な事項

特になし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

- (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

森林施業等の効率化を進めるため、傾斜等の自然的条件、施業の必要となる林分のまとまり等、地域の特性に応じた路網を整備するとともに、高性能林業機械の導入を促進し、これらの組み合わせにより低コストで効率的な作業システムの構築を推進することとする。

林地の傾斜や搬出方法に応じた路網と林業機械化の組み合わせにより、施業が必要な分散した林分の集約化を図り、低コスト化を推進する区域を

路網整備等推進する区域とする。

なお、傾斜に応じた路網密度は下表を目安とする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	35 以上	65 以上	100 以上
中傾斜地 (15～30°)	車両系	25 以上	50 以上	75 以上
	架線系	25 以上	—	25 以上
急傾斜地 (30～35°)	車両系	15 以上	45 以上	60 以上
	架線系	15 以上	—	15 以上
急峻地 (35° ～)	架線系	5 以上	—	5 以上

○基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

地区の名称	林班	区域の面積
山辺	25 林班、35 林班	277ha

## (2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

### ア 基幹路網に関する事項

作業路網は、生産性の向上を図り、効率的な林業経営の改善を行う上で基盤となる施設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興や生活環境整備の上で重要な役割を果たしている。

また、作業路網の整備は、林業機械の導入による重労働の軽減のためにも重要であり、既設の林道、作業路との連携を図りながら、その効果が十分達せられるようその整備を進めることをとする。

特に、間伐材の有効利用を図る上で搬出コストを抑えるため、小型集材・

搬出機械と並行して基幹作業路網整備が必要となるのは必至である。

基幹路網の作設については、安全の確保、土壌の保全を図り、加えて適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程、林道専用道作設指針、大阪府林道作業道作設指針に則り開設するものとする。

○林道の開設又は拡張に関する計画

開設/ 拡張	種類	位置	路線名	延長 (m)	利用区域 面積(ha)	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道	山辺	山辺	1,700	57		①	大阪地域森林計画記載分
		山田	其ヶ谷	1,300	116		②	
		山田	日野	1,300	88		③	
		宿野	暮阪	1,300	134			
拡張計				5,600	395			

イ 細部路網の整備に関する事項

基幹路網の整備と併せ、間伐・保育を早急に進めるため、人工林が集団的に存する地区及び今後間伐・保育作業を実施する必要のある林分が集中的に存する地区に対し、間伐・保育実施に必要な細部路網の開設を積極的に推進することとする。

また、長伐期施業のための高齢級間伐、抜き伐り等の実施に必要な細部路網の開設も積極的に推進することとする。

細部路網の作設については、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針を基本として、大阪府森林作業道作設指針に則り開設するものとする。

○作業路網の整備計画

位置	路線名	延長 (m)	利用区域 面積(ha)	他の路線 との関係		前半5カ 年 の計画箇 所	対図 番号	備考
					種類			

						所		
山辺	山辺	1,500	80	山辺	林道		①	
野間中	羽毛	500	20	大堂越			②	
野間中	宮ヶ谷	500	20	大堂越			③	
野間中	ハセクラ	400	20	大堂越			④	
山田	其ヶ谷	1,900	60	其ヶ谷			⑤	
宿野	笹ヶ谷	1,000	15	逢坂峠	府道		⑥	
地黄	豆藤谷	400	20	堀越峠	林道		⑦	
山辺	奥山	1,700	35	奥山			⑧	
天王	東奥野々	1,400	15		旧国道		⑨	
天王	西山北	1,500	15	西山	林道		⑩	
天王	東山	1,200	20	杉生能勢線			⑪	
開設計		12,000	320					

### (3) 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理については、台帳を作成して適切に管理するものとする。

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本町の森林所有者の大部分は小規模所有者であり、人工林についても保育途上の間伐が必要な林分が多いため生産性も低く、林業経営は不利な状況にあることから、森林施業の共同化・合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化・安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び重労働の軽減を図ることにより林業に従事する者の養成及び確保をめざすものとする。

林業就業者の育成については、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせることと、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を整えることが重要である。本町の林業は、小規模経営でしかも農業との兼業がほとんどであるため、実情に応じて林業労働者の育成対策を進めることも重要である。また林業後継者の育成については、農業を含む農林業後継者は労働過重等の労働環境条件の厳しさ及び収入が

不安定であること等から現状では増加は期待できない。このため森林組合労務班への期待が大きくなっており、森林組合の体質を強化しその機能を十分発揮できるよう次の点を育成強化する。

- ・ 府内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓についても検討することとし、林業経営の魅力を高めるようにする。
- ・ 各種林業補助事業の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及を行い後継者の育成に努める。

本町の林業の担い手である森林組合においては、施業の共同化による経営の多角化等を通じた事業量の拡大を図り、就労の安定化、近代化をめざす。加えて労務班員の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系、賃金体系の改善を図り、雇用の通年化に努めることにより経営基盤の強化を進める。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本町の森林における人工林は保育途上の間伐が必要な林分が多く、今後主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にあるが、経営の規模は小規模であり、且つ、作業路等の基盤整備が十分でないこと、急峻な地形等から、機械化の遅れは顕著である。また間伐促進のための間伐木有効利用を図ることも当面の課題である。生産性の向上、重労働の軽減及び生産コストの削減を図るためには搬出にかかる林業機械化は必要不可欠である。大型の高性能林業機械の導入は困難であるため、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械の導入を検討することとする。

林業機械化の促進においては、次の点に留意して、林業における安全性の確保、労働者の高齢化に対応した施業省力化及び生産コストの削減を図り、事業の安定確保と拡大をめざすこととする。

- ① 森林組合等を中心とした森林施業の機械化を促進
- ② 高性能林業機械のオペレーター等を育成するための研修会等への積極的参加等の推進
- ③ 間伐材有効利用促進のための間伐材加工機械（丸棒、杭等）の有効利用

### ○高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐	倒 町内全域	チェーンソー	チェーンソー



造材集材		集材機	プロセッサ・フォワード・ハーベスタ タワーヤード 集材機付運搬車
造林 保育等	地拵、下刈	チェーンソー、下刈機 etc.	チェーンソー、下刈機 etc.
	枝打	人力	人力

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については、木材価格の低迷、木材流通が確立していないことから等から低迷している。製材工場は、いずれも小規模の個人経営であり、規模の飛躍的な拡大は望めないのが現状である。木材の流通に対する施策としては、間伐中心にその計画的実行を図り、森林組合が中心となって町内の製材所とも連携し、間伐材の商品化及び需要開発を行い、新たな付加価値製品の開発等を推進することによって、有効利用に向け努力することとする。

### ○林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模（㎡）	対図番号	位置	規模	対図番号	
塩田製材所	能勢町栗栖	約 1,400	1	/	/	/	製材所
中製材所	能勢町倉垣	約 1,000	2	/	/	/	製材所
大阪府森林組合豊能支店	能勢町大里	約 300	3	/	/	/	間伐材加工施設
能勢町観光物産センター	能勢町平野	約 4,500	4	/	/	/	特産品販売施設

### 4 その他必要な事項

特になし

## Ⅲ 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表 3 に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲(箱わな、囲いわな、くくりわな等によるものをいう。)

別表 3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンシカ	全域	7,667

第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

本町における松くい虫による被害面積は、近年においては重大な増加はみられないこと、加えて従来から実施している森林病虫害等防除事業等によって被害木の伐倒駆除、被害域の拡大防止に努めているところであるが、樹種転換も一定進み今後緊急に伐倒駆除を要する区域はないと考えられるため、松くい虫防除事業は当面実施しないものとする。

また、ナラ枯れ被害についても近年終息に向かっているが、これを注視し森林パトロール等を通じた早期発見により適切な措置を行うとともに、人的被害の防止を優先事項として予防及び伐倒駆除等を実施し拡大防止に努める。また、被害を受けにくい健全な森づくりをめざし、高齢木や大径木の伐採を進めることで森林の更新を図る。

2 鳥獣害対策の方法(第 1 に掲げる事項を除く。)

近年、野生鳥獣による農林業被害が問題となっている。とりわけ、野生鹿によるヒノキ等造林地の稚苗及び新芽の食害等や成木の剥皮等の林業被害が深刻化している。これに対し、防鹿網で造林地を囲うことによる侵入防止、忌避剤の塗布や食害防止管等で苗木を覆うことによる被害防止対策を講じるとともに、農業被害対策との連携や鳥獣保護管理施策による個体数管理など、関係部局と連携を図りながら効果的な対策を講じるものとする。

3 林野火災の予防の方法

森林のレクリエーション利用者等の増大に伴う森林火災の未然防止を図

るため、自然環境保全員等による森林パトロールの実施による入山者に対する指導や普及啓発活動等を行う。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項  
原則、森林病虫害の駆除等のために火入れは、実施しない。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分  
該当なし

(2) その他  
該当なし

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
能勢町倉垣 560-1		47.94	24.93	22.31			0.7	
能勢町地黄 174-1、 175、175-1、176、 177-1、177-3、177- 4、178、179、180、 181、182、183、184- 1、185、186-1、186- 3		109.14	60.69	48.45				

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の方法	施業の方法
造林の方法	森林の保健機能を発揮できるように伐採後は速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
保育の方法	当該森林は、保健機能維持増進森林の保育の方法に従い、行うものとする。
伐採の方法	保健機能維持増進森林における長伐期施業の方法を原則とする。
その他	当該区域においては、自然環境の保全及び森林の有する保健機能以外の諸機能の保全に配慮するとともに、森林の保健機能の増進を図るための整備を行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

森林の有する諸機能を確保しつつ、当該機能森林において整備することが望ましい施設について、府立自然公園計画との整合を図り推進するものとする。

○森林保健施設の整備

施設の整備			
森林保健施設	林間広場、修景施設、休憩所、遊歩道、管理棟等	留意事項	当該機能増進に望ましい施設であり、且つ、当該森林所有者及び周辺住民の意向をもとに、地域主体で維持管理運営することが可能な施設であることとする。

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の記載内容に関する事項

- (1) 森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。
- (ア) IIの第2の3の植栽によらなければ、適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
  - (イ) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法別表2のとおりとする。
  - (ウ) IIの第6の3の森林施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
  - (エ) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項  
森林パトロール等を通じた早期発見、森林組合との共同等により、適切な措置を行うとともに、予防に努める旨を記載する。
- (2) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域  
森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
天王地区	26～37	801
山辺・山田・長谷・宿野地区	1～25、35～49	3,794
地黄・野間・田尻・倉垣地区	50～93	3,127

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域材や地域の林産物を活用した地域活性化方策を具体化するものとする。

#### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

古くから、里山林は地域の人々の生活と密接な関係により維持されていた。しかし、エネルギー革命以後、人々のライフスタイルが変化するとともに利用されなくなり、放置されるようになった。

里山林は地域の生活環境を保全し、多様な動植物が生息する貴重な存在であり、地球温暖化防止に有効なバイオマス資源の供給源として注目されるなど、改めてこの里山林を積極的に保全、整備することが必要になっている。

このような里山林の新しい価値に着目し、地域住民や近隣の都市住民参加型の保全、整備を推進することにより、都市との交流、世代間の交流が進むとともに、地球に優しいクリーンなエネルギーとして、森林バイオマス資源の有効な利用をめざす。

#### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

##### (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

本町の豊かな緑は、古くから地域住民と密接な関係にあり、良好な生活環境を提供している。

身近な緑のあり方、大切さを再認識できるよう、積極的な森づくりに参加できる場をつくることが必要であり、アドプトフォレスト、グリーン・ツーリズムや府立自然公園を中心に、農村地域の活性化を図るために、都市と農村の共存関係を構築することにより、新たな森林の整備、林業経営を模索、推進することとする。

##### (2) 上下流連携による取り組みに関する事項

本町は都市部に隣接しており、都市住民が緑とふれあう場として格好の立地条件にあり、ニーズは高い。

さらに、本町の抱える森林を水源とする一庫ダムは、下流域住民の定常的な水の供給源として重要な役割を担っているとともに、都市住民が憩う貴重な水辺空間となっている。上下流域の関係市町がこのような森林の多面的機能・循環機能の重要性を共通認識とし、上流においては、適切な森林整備を推進するとともに、下流域においても応分の役割を担うことが求められている。

あわせて都市住民のニーズを適確に把握し、本町の森林整備の一翼を担う住民参加型の共同作業システムづくりを行い、都市住民との交流を深めることにより地域振興の促進と上下流域住民の連携を図っていくことがとりわけ重要である。

(3) 森林法第 10 条の 11 の 8 第 2 項に規定する施業実施協定の参加促進対策

緑化活動その他の森林の整備及び保全を図ることを目的とする施業実施協定について参加促進を推進するものとする。

(4) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

法令により施業について制限を受けている森林においては当該施業指定要件及び本計画の内容に従って施業を実施することとする。